

平成 23 年度（財）日本おもちゃ図書館財団 助成金申込要綱

平成 23 年 7 月 1 日

1. 財団の目的及び事業

当財団は、障害児が玩具による遊びを通して広がりある交流を可能とし、社会の一員としてひらかれていくことに資することを目的として、昭和 59 年 9 月 10 日に厚生大臣の認可をうけ、当財団創設者である山科直治氏の寄附金を当初の財源として設立されたものであります。主たる事業として全国のおもちゃ図書館運動の助成を行うこととしています。

2. 事業の主体

財団法人 日本おもちゃ図書館財団

3. 事業の後援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

4. 助成の対象

（1）助成の対象となる「おもちゃ図書館」

- ①障害児を中心に利用され、広く地域に開放されており、また、その運営主体はボランティアが中核となっている「おもちゃ図書館」であること。
- ②原則として既設の「おもちゃ図書館」であること。ただし、当該年度内に開設を準備している「おもちゃ図書館」にあつては、地域の社会福祉協議会の推薦がある場合は対象となることが出来る。
- ③利用者に無料で利用されていることが原則となっている「おもちゃ図書館」であること。

（2）助成の申請内容

【A 申請】と【B 申請】の 2 つのケースがあります。どちらか 1 つを選んで下さい。

【A 申請の場合】〔事前リストアップ方式〕

（ア）おもちゃの購入に要する費用

※ 本来は、「おもちゃ図書館」での貸し出し用のおもちゃの購入が原則ですが、活動内容に応じ大型遊具も、数を限って補助対象と致します。

（イ）手作りおもちゃのための材料に要する費用

（ウ）おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚及び、おもちゃ陳列棚等、備品の購入に要する費用

※ （ウ）は、（ア）又は（イ）と併用しての申請に限ります。備品のみの購入の費用としては基本的に対象外です。

A 申請は、前年度に A の助成を受けている場合、本年度は A 及び B 申請は助成の対象外です。

【B 申請の場合】〔事後報告方式〕

- ①おもちゃの購入に要する費用及び、手作りおもちゃのための材料購入のみに要する費用に対し、一律 5 万円を助成する。但し、本助成の決定後に購入したものに限り。
- ②おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚、おもちゃ陳列棚等、備品購入に要する費用は対象外とする。

B 申請は、前年度に B の助成を受けた場合でも A 及び B の申請は可能です。

5. 助成金の限度額

【A 申請の場合】助成金は「おもちゃ図書館」1 館につき 30 万円を限度とする。

※但し、審査の結果、申請金額の一部を減額させていただく場合もありますのでご了承下さい。

【B 申請の場合】助成金は一律 5 万円とする。

※A・B 併せて 100 ヶ所程度の「おもちゃ図書館」に助成することを予定しています。

6. 申込の方法と締切り

- （1）指定の申込書（別紙様式 1～3）に必要事項を記入の上、平成 23 年 9 月 15 日（必着）までに郵送にて提出して下さい。（FAX 不可）
- （2）申込書の提出に際して、
A 申請は市区町村 社会福祉協議会からの推薦文をいただいで下さい。
B 申請は推薦社会福祉協議会の担当者印をいただいでください。

7. 審査の方法・決定

- （1）提出いただいた申込書により、当財団が設置している〈審査委員会〉で、その活動状況や、他からの公的助成など資金取得状況等を勘案しつつ、必要度と緊急度の高いものを基準に選考し、更に〈理事会〉で審議の上、本年 10 月中旬に助成先の決定を行います。
- （2）助成金の決定は 10 月下旬に文書で通知いたします。

8. 報 告

- （1）今回、助成を受けたおもちゃ図書館は 事業終了後に助成事業の実施状況、助成金の使用状況などについて完了報告書（様式は別途送付）を提出して頂きます。
- （2）購入した玩具等のリストとその金額、領収証の写しを必ず添付して下さい。

9. そ の 他

選考のために必要と認められた場合は、さらに詳しい書類の提出や 訪問調査を行うこともありますのでご了承下さい。

10. 申込先／連絡窓口 財団法人 日本おもちゃ図書館財団

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-6-2 八重洲一丁目ビル 8 階

TEL 03-5299-9010 (FAX 03-5299-9011)

以上